

ガス災害防止対策の業務に関する協定書

千葉市長、千葉市警察部長、東京ガス株式会社千葉導管ネットワークセンター所長、千葉ガス株式会社取締役社長、大多喜ガス株式会社取締役社長、社団法人千葉県L.P.ガス協会千葉支部長、東京電力株式会社千葉営業所長、東京電力株式会社習志野営業所長及び千葉市消防長は、千葉市内におけるガス災害防止対策に関し、次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この協定は、千葉市内における都市ガス及び液化石油ガスに起因する災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合にはこれを早期に鎮圧し、被害を軽減させるための防災活動の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 火災、爆発及び漏えい等の事故をいう。
- (2) 指定対象物 消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1に掲げる防火対象物のうち、(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項のいずれかに該当し、かつ、延べ面積が1,000平方メートル以上のものをいう。
- (3) ガス関係機関 別表に掲げる機関のうち、3から6までのものをいう。
- (4) 警察機関 別表に掲げる機関のうち、2及び2(1)から(5)までのものをいう。

第2章 対象

(対象)

第3条 この協定は、次の各号に掲げるものを対象とする。

- (1) 指定対象物で都市ガスを使用しているもの
- (2) 指定対象物で液化石油ガスの貯蔵量300キログラム以上のもの
- (3) ガス工作物の技術上の基準を定める省令（昭和45年通産省令第98号）第72条第3項に該当するもの

(4) その他必要と認められるもの

第3章 災害予防活動

(災害予防広報)

第4条 ガス関係機関は、関係法令に基づく広報活動のほか、その他の災害予防のために必要な広報活動を積極的に行うものとし、その他の協定機関は、これに協力するものとする。

(教育及び訓練)

第5条 協定機関は、それぞれの職員に対して災害予防上必要な教育及び訓練を相互に協力して行うものとする。

(合同訓練)

第6条 協定機関は、相互に協議のうえ対象物における災害を想定した合同訓練を定期的に行うものとする。

(共同点検)

第7条 協定機関は、それぞれの関係法令に基づいて各対象物の立入検査又は定期点検を行って必要があると認めた場合は、事前に実施計画を提示し、協力して立入検査又は定期点検を行うことができるものとする。

(資料の提供)

第8条 協定機関は、災害予防上必要と認める資料について、それぞれ可能な範囲内で相互に資料の提供を行うものとする。

第4章 災害防ぎょ活動

(連絡通報体制の確立)

第9条 協定機関は、災害の発生を覚知したときは、直ちに別図に基づいて相互に連絡通報を行うものとする。

(出動体制の確立)

第10条 協定機関は、災害の発生を覚知したときには必要な人員、資器材等をもって直ちに出動できるよう、あらかじめ、計画を策定しておくものとする。

(現場における協議)

第11条 出動した協定機関は、現場到着後速やかに情報の収集、整理を行うとともに、千

葉市消防局が設置した現場本部において、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 付近住民に対する広報活動
- (2) 火災警戒区域の設定等
- (3) 住民の避難誘導等
- (4) ガスの緊急供給停止措置及び復旧
- (5) 電気の緊急供給停止措置及び復旧
- (6) ガスの排出
- (7) 屋内進入方法
- (8) その他必要な事項

(広報活動)

第12条 出動した協定機関は、現場における協議結果に基づき、災害発生場所付近の住民に対して火気使用禁止等の必要な広報活動を行うものとする。

(火災警戒区域の設定等)

第13条 千葉市消防局は、災害発生場所付近の住民に対する危険防止のため火災警戒区域を設定し、警察機関は、これに協力するものとする。

- 2 警察機関は、火災警戒区域内への一般車両及び歩行者の通行等の規制を行うものとする。
- 3 出動した千葉市役所、警察機関及び千葉市消防局は、火災警戒区域内の住民の避難誘導を協力して行うものとする。
- 4 出動した協定機関は、火災警戒区域内において携帯用無線機、携帯用電灯その他の発火源となるおそれのあるものの使用を禁止又は制限するものとする。

(ガスの緊急供給停止措置)

第14条 ガス事業者は、必要に応じ災害発生場所等におけるガスの供給を停止するための措置を講ずるものとする。ただし、千葉市消防局の消防隊（以下「消防隊」という。）がガス事業者に先行して災害現場に到着した場合等で消防隊が爆発等の発生を防止するため緊急やむを得ないと認めるときは、消防隊は、ガスの供給停止の措置を講ずることができるものとする。

- 2 消防隊は、前項ただし書の措置を行ったときは、直ちにガス事業者に連絡するものとする。

3 消防隊が第1項ただし書の措置を行うに当たって必要とする資器材は、ガス事業者においてこれを準備し、事前に千葉市消防局に管理を委託するものとする。
(電気の緊急供給停止措置)

第15条 電気事業者は、当該区域に係る電気の供給停止等について現場本部の指示のもとに必要な措置を講ずるものとする。

第5章 復旧

(復旧)

第16条 前2条に基づく措置に係る復旧のために必要な作業は、現場における協議に基づき、需要家の安全を確認のうえ、ガス事業者及び電気事業者の責任において行うものとする。

第6章 連絡会議

(連絡会議)

第17条 協定機関は、防災活動上必要な情報を交換するほか、次の各号に掲げる事項を協議するため、必要に応じ連絡会議を開催するものとする。

- (1) 災害予防活動に関すること。
- (2) 災害防ぎょ活動に関すること。
- (3) 協定の経過措置に関すること。
- (4) その他必要な事項

第7章 雜則

(補則)

第18条 この協定に定めのない事項については、協定機関が協議のうえ決定する。
2 この協定に定めた事項であっても関係法令等の改正によって不必要となる部分にあっては、法令改正の時点をもって効力を失う。

附 則

- 1 この協定は、平成8年4月1日から効力を発生するものとする。
- 2 この協定の運用に当たって第3章及び第4章に係る第3条第2号の規定の適用並びに

第6条、第7条、第8条及び第14条に係る第3条第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、協定機関で別途協議して指定するものとする。

3 この協定の締結を証するため本書9通を作成し、記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

4 この協定の締結に伴い、昭和62年4月1日締結した「ガス災害防止対策の業務に関する協定書」は、廃止する。

平成8年4月1日

別 表

ガス災害防止対策の業務に関する協定機関

- 1 千葉市役所
- 2 千葉市警察部
 - (1) 千葉県千葉中央警察署
 - (2) 千葉県千葉東警察署
 - (3) 千葉県千葉西警察署
 - (4) 千葉県千葉南警察署
 - (5) 千葉県千葉北警察署
- 3 東京ガス株式会社千葉導管ネットワークセンター
- 4 千葉ガス株式会社
- 5 大多喜ガス株式会社
- 6 社団法人千葉県LPGガス協会千葉支部
- 7 東京電力株式会社千葉営業所
- 8 東京電力株式会社習志野営業所
- 9 千葉市消防局